

衣浦東部広域連合広告掲載要綱

(目的)

第1条 この要綱は、新たな財源を確保し、さらに地域経済の活性化を図るため、広域連合の資産等に広告を掲載することについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「広告媒体」とは、広告掲載が可能なものとして広域連合長が適当と認める連合の公有財産、印刷物等をいう。

2 この要綱において「広告掲載」とは、民間企業その他事業を営む団体の当該事業に係る広告を広告媒体に掲載し、又は掲出することをいう。

3 この要綱において「広告主」とは、広告媒体に広告掲載をする者をいい、その募集及び掲載申込みの取りまとめ等広告掲載に係る事務を取り扱う広告代理店を含むものとする。

(広告主)

第3条 次の各号のいずれかに該当する者は、広告主としないものとする。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業又はこれに類する営業を営む者
- (2) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定するものをいう。）又は暴力団の構成員が関与している事業者
- (3) 貸金業法（昭和58年法律第32号）第2条第1項に規定する業種又はこれに類する業種を営む者
- (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）及び会社更生法（平成14年法律第154号）による再生又は更生手続中の者
- (5) 法令に違反する事業若しくは行為を行う事業者
- (6) 前各号に掲げる者のほか、広域連合の広告媒体に掲載する広告主として適当でないとして広域連合長が認める者

(広告掲載の基準)

第4条 前条の規定にかかわらず、その内容が次の各号のいずれかに該当する広告については、広告掲載をしないものとする。

- (1) 広域連合の広告媒体としての公共性、中立性又は品位を損なう恐れのあるもの
- (2) 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの
- (3) 政治性又は宗教性があるもの
- (4) 意見広告又は個人の宣伝に関するもの
- (5) 人権侵害、差別若しくは名誉棄損となるもの又はそのおそれのあるもの
- (6) 青少年保護及び健全育成の観点から適切でないもの
- (7) 良好な景観若しくは風致を害するもの又はそのおそれのあるもの
- (8) 公の秩序若しくは善良な風俗を乱すもの又はそのおそれがあるもの
- (9) 公衆に不快の念又は危害を与えるおそれがあるもの
- (10) 広域連合が推薦等しているとの誤認の恐れのある表現をしたもの
- (11) 虚偽又は誇大な表現で住民の的確な判断を誤らせるおそれのあるもの
- (12) 前各号に掲げるもののほか、広告媒体に掲載する広告として適当でないと広域連合長が認めるもの

2 前項に定めるもののほか、広告掲載の基準に関し必要な事項は、必要に応じ広告媒体ごとに別に定めるものとする。

(広告の募集)

第5条 広告の募集方法及び選定方法は、広告媒体ごととし、原則次に掲げる事項を募集要項で明らかにしたうえで、事業者に対して募集するものとする。

- (1) 広告媒体の種類
- (2) 広告掲載の場所又は位置
- (3) 広告の募集方法及び選定方法
- (4) 広告の企画及び数量
- (5) 広告掲載の時期、期間又は回数
- (6) 広告料
- (7) 前各号に掲げるもののほか、広告掲載に関し必要な事項

(広告掲載の申込み)

第6条 広告掲載を申込み者は、広告掲載申込書を広域連合長に提出しなければならない。広告掲載申込書の様式は広告媒体ごとに別に定めるものとする。

(広告掲載の決定)

第7条 広域連合長は、前条の広告掲載申込書を受理したときは、広告掲載の可否を決定

し、書面により申込者に通知するものとする。

2 広告掲載の可否の決定の前に、総務課長及び予防課長が審査をするものとする。

(広告料の納入)

第8条 前条の規定により決定した広告主は、広域連合長が指定する日までに納入通知書により広告料を納入しなければならない。ただし、広告媒体の無償提供等により広告料を徴収しない場合は、この限りでない。

(広告掲載の取消し)

第9条 広域連合長は、第3条、第4条又は次の各号のいずれかに該当するときは、広告掲載期間中であっても、広告掲載を取り消すことができる。この場合において、広告主に損害が生じても、広域連合はその賠償の責めを負わないものとする。

(1) 広域連合長が指定する日までに広告料を納入しなかったとき。

(2) その他広域連合長が特に広告掲載に支障があると認めたとき。

(広告料の還付)

第10条 既納の広告料は、還付しない。ただし、広告主の責めに帰さない理由により広告が掲載できないときは、その全部又は一部を還付することができる。

2 前項ただし書の規定により還付する広告料には、利息を付さないものとする。

(広告主の責任)

第11条 広告主は、広告の内容に関する一切の責任を負うものとする。

2 原稿及び広告の作成経費は、広告主の負担とする。

(審査会)

第12条 広告掲載等について審査をするため、衣浦東部広域連合広告審査会（以下「審査会」という。）を置く。

2 審査会は、委員長、副委員長及び委員で組織する。

3 委員長は、広域連合副長をもって充てる。

4 副委員長は、事務局長をもって充てる。

5 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

(1) 消防長

(2) 消防次長

(3) 総務課長

(4) 消防課長

- (5) 予防課長
- (6) 通信指令課長
- (7) 碧南消防署長
- (8) 刈谷消防署長
- (9) 安城消防署長
- (10) 知立消防署長
- (11) 高浜消防署長

6 委員長は、会務を総理する。

7 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第13条 審査会は、次の各号のいずれかに該当し、委員長が必要と認めたときに委員長が招集する。

- (1) 新たな広告媒体に広告掲載を始めようとするとき。
- (2) 広告掲載の可否について疑義が生じたとき。

2 審査会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審査会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 審査会は、議事に関係のある職員を会議に出席させて説明を求めることができる。

(庶務)

第14条 審査会の庶務は、事務局総務課総務係において処理する。

附 則

この要綱は、令和2年1月6日から施行する。